

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和6年度 1/四半期分）

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日 (4月～6月)	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和6年度駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(英国)	令和6年4月1日	10,000,000	Hume Whitehead Limited	20 Eastbourne Terrace, London W2 6LG	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者 選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロン グホールかつ沖縄の認知度が低い英国市場において、レップの沖縄 知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するため にも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者 は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且 つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため2回目 の更新を行い、当該事業者と契約した。	
2	令和6年度駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(オーストラリア)	令和6年4月1日	9,000,000	The Walshe Group	Level 5, 117 York St., Sydney, NSW 2000 Australia	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者 選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロン グホールかつ沖縄の認知度が低い豪州市場において、レップの沖縄 知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するため にも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者 は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且 つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため2回目 の更新を行い、当該事業者と契約した。	
3	令和6年度外国人向け沖縄観光情報発信サ イトGDPR運用業務	令和6年4月1日	1,034,880	(株)インターネットイニ シアティブ	東京都千代田区富士見2- 10-2 飯田橋グラン・ブ ルーム	第167条の2 第1項第2号	昨今個人情報の取り扱いに関して、EUではWEBサイト運営事業者に 対する厳しい管理体制を要求しており、当財団では外国人向け沖縄観 光情報発信サイト運用において、EU圏をはじめGDPR対象地域からの アクセスがあることから、GDPR対策ツールを導入・運営している。 GDPRは法規則として制定されているため、本年度においても引き続 き、導入ツールの運用及び、EUデータ保護監督当局の現地窓口とし て、問題が生じた際の迅速な対応を行うEU代理人サービスが必要不 可欠となる。 当該事業者は、GDPR対策を行える事業者の中で沖縄県内に拠点を 持ち、かつEU代理人サービスが受託可能な唯一の企業であることか ら、当該事業者とツール・ライセンス及びEU代理人サービスの契約を 締結した。	
4	令和6年度VISITOKINAWAJAPAN・沖縄デ ジタルパンフレットギャラリーサイト、サーバ 保守及びサイト(CMS)運用	令和6年4月1日	6,975,100	(有)テトラビット	沖縄県浦添市西原2-4-1 P's SQUARE 304	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当財団が令和6年度に委託契約を行っている「OCVB 関連サーバー/ファイルサーバーの遠隔バックアップ運用保守業務」を 請負っており、OCVB関連サーバーと当サイトのサーバー運用を一括 管理することで、問題発生時に早期解決を行うことができることもに重 大な事故を未然に防ぐことができるため、安定的なサーバー運用維持 のため当該事業者と契約を締結した。	